

## 2027年国際園芸博覧会 事業内容の修正に関する手続について

項目	内容																						
対象要件	横浜市環境影響評価条例（以下「条例」） 第2条第2号に掲げる第1分類事業 条例施行規則別表第1 15 開発行為に係る事業																						
これまでの手続	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>配慮書</td> <td>提出：R3.3.18、公告縦覧：R3.4.5～R3.4.19</td> </tr> <tr> <td>縦覧対象区</td> <td>旭区、瀬谷区</td> </tr> <tr> <td>環境情報提供書</td> <td>1通</td> </tr> <tr> <td>審査会</td> <td>意見聴取：R3.4.8</td> </tr> <tr> <td>配慮市長意見書</td> <td>作成：R3.6.4、公告縦覧：R3.6.4～R3.6.18</td> </tr> <tr> <td>方法書</td> <td>提出：R4.4.21、公告縦覧：R4.5.13～R4.6.27</td> </tr> <tr> <td>縦覧対象区</td> <td>旭区、瀬谷区</td> </tr> <tr> <td>説明会</td> <td>開催日：R4.6.4、5、9、10（計4回）</td> </tr> <tr> <td>意見書</td> <td>21通</td> </tr> <tr> <td>審査会</td> <td>諮問：R4.5.31、答申：R4.10.14</td> </tr> <tr> <td>方法市長意見書</td> <td>作成：R4.10.25、公告縦覧：R4.11.15～R4.12.14</td> </tr> </table>	配慮書	提出：R3.3.18、公告縦覧：R3.4.5～R3.4.19	縦覧対象区	旭区、瀬谷区	環境情報提供書	1通	審査会	意見聴取：R3.4.8	配慮市長意見書	作成：R3.6.4、公告縦覧：R3.6.4～R3.6.18	方法書	提出：R4.4.21、公告縦覧：R4.5.13～R4.6.27	縦覧対象区	旭区、瀬谷区	説明会	開催日：R4.6.4、5、9、10（計4回）	意見書	21通	審査会	諮問：R4.5.31、答申：R4.10.14	方法市長意見書	作成：R4.10.25、公告縦覧：R4.11.15～R4.12.14
配慮書	提出：R3.3.18、公告縦覧：R3.4.5～R3.4.19																						
縦覧対象区	旭区、瀬谷区																						
環境情報提供書	1通																						
審査会	意見聴取：R3.4.8																						
配慮市長意見書	作成：R3.6.4、公告縦覧：R3.6.4～R3.6.18																						
方法書	提出：R4.4.21、公告縦覧：R4.5.13～R4.6.27																						
縦覧対象区	旭区、瀬谷区																						
説明会	開催日：R4.6.4、5、9、10（計4回）																						
意見書	21通																						
審査会	諮問：R4.5.31、答申：R4.10.14																						
方法市長意見書	作成：R4.10.25、公告縦覧：R4.11.15～R4.12.14																						
事業内容等修正届出書の提出	[条例第39条第1項] 提出：令和5年3月7日																						
審査会への諮問	[条例第39条第2項] 諮問：令和5年3月16日																						

（裏面に、事業内容の修正の手続）

**事業内容の修正の手続【第 39 条】**

条例

第 39 条 事業者は、第 17 条第 2 項の規定により市長に方法書を提出してから第 35 条の規定により対象事業に係る工事を完了した旨を市長に届け出るまでの間に、第 17 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、規則で定めるところにより、当該修正を行う旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該修正が軽微な場合は、この限りでない。

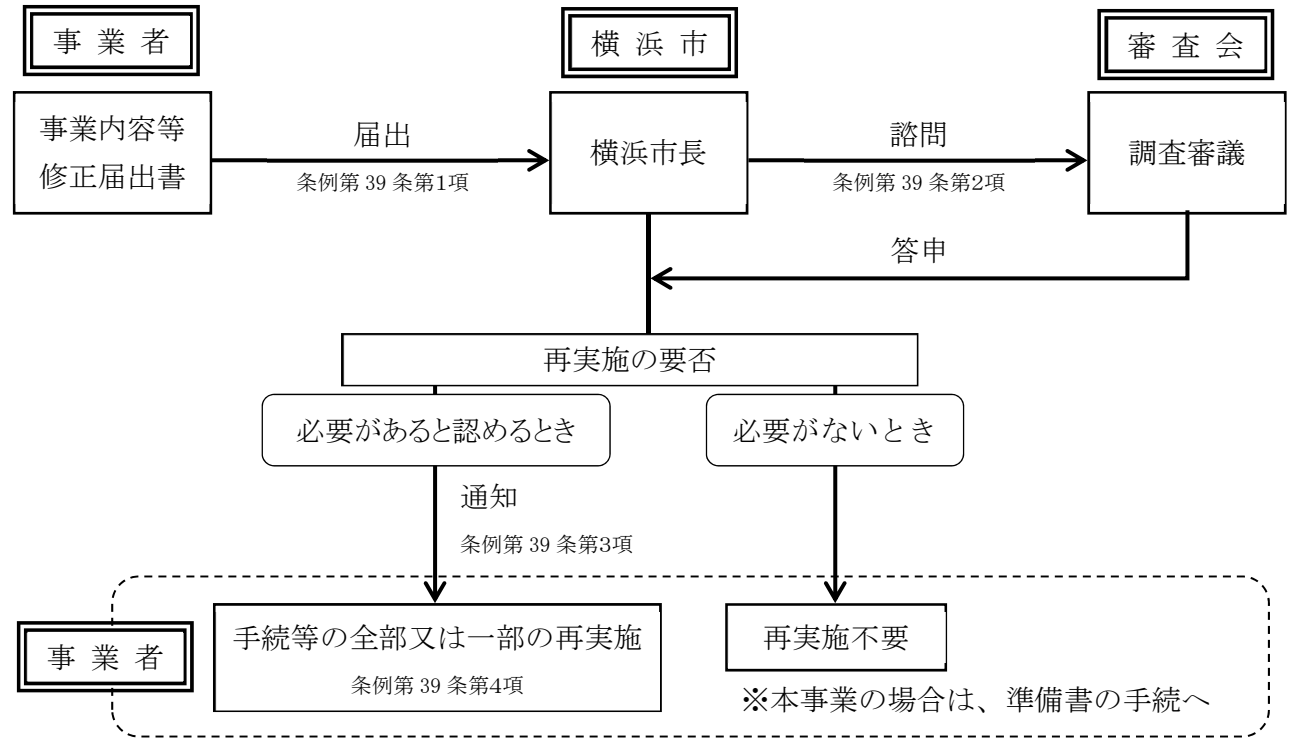
2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、審査会に対し、当該届出に係る対象事業の修正が環境に及ぼす影響について調査審議させるため諮問しなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定による届出があった場合において、当該修正後の当該対象事業について第 17 条から前条までの規定による環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部を再度行う必要があると認めるときは、事業者に対し、その旨を通知するものとする。

4 事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る環境影響評価、事後調査その他の手続を行わなければならない。

5 (省略)

手続の流れ



**【参考】 条例施行規則 別表第 3 軽微な修正**

対象事業の種類	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
15 開発行為に係る事業	対象事業実施区域の位置	新たに対象事業実施区域となる部分の面積が修正前の対象事業実施区域の面積の 10 パーセント未満であり、かつ、市街化区域内にある場合にあつては 4 ヘクタール未満、市街化調整区域内にある場合にあつては 2 ヘクタール未満であること。

※本事業は、対象事業実施区域が市街化調整区域にあり、約 50.0ha 増加（約 100.0ha→約 150.0ha）するため、軽微な修正の要件には該当しない。